議案第4号

朝来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和4年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の育児休業等に関する条例(平成17年朝来市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、 又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、 育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に 係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境に関する措置)

- 第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則
 - この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号資料

朝来市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行

(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例 で定める職員は、次に掲げる職員とす る。

(1)~(3) (略)

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職 員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤 職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。) に引き続き在職した期間が1年以上 である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業 法第2条第1項に規定する子を いう。以下同じ。)が1歳6箇月 に達する日(以下「1歳6箇月到 達日」という。)(第2条の4の規 定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)までに、その任期 (任期が更新される場合にあっ ては、更新後のもの)が満了する こと及び特定職に引き続き採用 されないことが明らかでない非 常勤職員

<u>(ウ)</u> (略) イ・ウ (略)

(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例 で定める職員は、次に掲げる職員とす る。

- (1) (略)
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第

改正案

(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例 で定める職員は、次に掲げる職員とす る。

(1)~(3) (略)

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職 員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤 職員
 - (ア) その養育する子(育児休業 法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

<u>(イ)</u> (略) イ・ウ (略)

(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例 で定める職員は、次に掲げる職員とす る。

- (1) (略)
- (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤</u>務時間を考慮して規則で定める非常

28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

<u>イ</u> <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの</u> <u>勤務時間を考慮して規則で定める</u> 非常勤職員 勤職員以外の非常勤職員(地方公務員 法第28条の5第1項に規定する短時 間勤務の職を占める職員(以下「再任 用短時間勤務職員等」という。)を除 く。)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による 申出をしたことを理由として、当該職員 が不利益な取扱いを受けることがない ようにしなければならない。 (勤務環境に関する措置)
- 第24条 任命権者は、育児休業の承認の 請求が円滑に行われるようにするた め、次に掲げる措置を講じなければな
 - (1) <u>職員に対する育児休業に係る研修</u> <u>の実施</u>
 - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休 業に係る勤務環境の整備に関する措 置

(委任)

らない。

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。